新潟県公安委員会規則第12号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和３年12月28日

新潟県公安委員会

委員長　　津　野　　敏　江

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
（駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両） **第７条の２**　法第４条第２項の規定により、法第45条第１項本文に規定する駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6)　（略） (7) 信号機及び道路標識等の新設、維持、修繕等のため使用中のもの (8)～(12)　（略） ２～10　（略） （警察署長の駐車許可） **第７条の５**　（略）	（駐車禁止及び時間制限駐車区間の対象から除外する車両） **第７条の２**　法第４条第２項の規定により、法第45条第１項に規定する駐車禁止並びに法第49条の３第２項又は第４項及び法第49条の４に規定する時間制限駐車区間の規制から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6)　（略） (7) 信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備及び道路標識等の新設、維持、修繕等のため使用中のもの (8)～(12)　（略） ２～10　（略） （警察署長の駐車許可） **第７条の５**　（略） ２　法第49条の５の規定による警察署長の駐車許可は、当該車両の駐車が次のいずれにも該当する場合に許可するものとする。 (1) 許可を受けようとする駐車の日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。 (2) 許可を受けようとする駐車の場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。 イ　場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。 ロ　方法については、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法でないこと。 (3) 許可を受けようとする駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。 イ　公共交通機関その他の当該申請に係る車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務

	であること。 ロ　当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。 ハ　法第77条第１項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。 (4) 許可を受けようとする駐車の場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。 イ　重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近 ロ　訪問診療、訪問看護又は訪問介護の要介護高齢者、身体障害者等の福祉に関する業務のため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近 ハ　イ及びロの車両以外の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内
２　前項の駐車許可を受けようとする者は、別記様式第６の２の駐車許可申請書２通を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。	３　前２項の駐車許可を受けようとする者は、別記様式第６の２の駐車許可申請書２通を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
３　（略）	４　（略）
４　警察署長は、第１項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。	５　警察署長は、第１項又は第２項の規定による許可をする場合において、必要があると認められるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。
５　警察署長は、駐車を許可した場合は、別記様式第６の２の駐車許可証を交付しなければならない。ただし、第２項ただし書に規定する場合は、この限りでない。	６　警察署長は、駐車を許可した場合は、別記様式第６の２の駐車許可証を交付しなければならない。ただし、第３項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
６　前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい場所に掲出しなければならない。ただし、第２項ただし書に規定する場合は、この限りでない。	７　前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい場所に掲出しなければならない。ただし、第３項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。